環境経営レポート

令和7年度（対象期間 令和7年4月～令和8年3月）

中遠広域事務組合

（発行日 ：令和8年5月）

目　次

はじめに …… P1

【1】組織の概要（その1） …… P2

【1】組織の概要（その2） …… P3

【1】組織の概要（その3） …… P4

【1】組織の概要（その4） …… P5

【2】処理フロー図 …… P6

【3】取組体制 …… P11

【4】 環境経営方針 …… P12

【5】 環境経営目標 …… P13

【6】 環境経営計画 …… P14

【7】環境実績結果（取組期間） …… P15

【8】環境実績結果（経年変化） …… P16

【9】環境実績結果（取組状況） …… P17

【10】環境活動への取組の評価、今後の取組内容 …… P20

【11】環境関連法規等の遵守状況及び違反、訴訟等の有無 …… P21

【12】 代表者による全体評価と見直しの結果 …… P22

はじめに

中遠地域及び中遠広域事務組合とは

中遠地域は、北部に赤石山脈に連なる森林地帯、東部に牧之原台地と小笠山、西部に磐田原台地を抱え、平野部には天竜川、太田川、菊川の河川が流れ、県内最大の平野部を形成しています。また、南部の遠州灘海岸には砂丘が広がるなど、自然環境に恵まれています。

東京と大阪の中間点に位置し、東名高速道路、新東名高速道路及び東海道新幹線などの主要幹線が管内を横断し、流通基盤に恵まれています。

農業生産では、水田が多く静岡県内最大の稲作地帯であるほか、静岡県の特産であるお茶や温室メロンの生産も盛んで、県内でも主要な農業地帯です。また、林業生産では、特用林産物としての菌茸類の栽培とともに、優良素材の生産振興が進められています。

中遠広域事務組合は、静岡県西部の磐田市、袋井市、森町の2市1町から構成されています。 磐田市、袋井市、森町で構成する中遠広域事務組合は、もともと磐田市、袋井市、福田町、竜洋町、浅羽町、森町、豊田町、豊岡村の2市5町1村からなり、昭和46年7月に「中遠地区広域市町村圏」として設定され、昭和47年5月には、「中遠地区広域市町村圏事務組合」を設立。市町村合併により平成17年4月から現名称となり、不燃ごみの共同処理を行う一部事務組合として広域行政を行っています。

当組合では、「不燃性ごみ処理施設関連業務」を行っています。不燃性ごみ処理施設関連業務は、中遠広域粗大ごみ処理施設（磐田市新貝）と、中遠広域一般廃棄物最終処分場（森町一宮）及び既に埋立が終了している袋井市宇刈地内の一般廃棄物最終処分場の管理・運営を行っています。

また、当組合では、粗大ごみ処理施設や一般廃棄物最終処分場の維持管理を構成市町と共同で実施し、業務を通して環境負荷を削減することに努めてきました。

私たちの住む地球では、森林伐採による自然環境の破壊、オゾン層の破壊による紫外線量の増加、二酸化炭素の排出量の増加による地球温暖化など様々な環境問題が顕在化し、環境保全への関心が地球規模で高まっています。

そうした中、地球規模で環境保全活動が展開されるためには、自治体が率先して行動を起こすことが必要不可欠です。当組合も、地球環境を視野に入れた効率的・継続的な活動を行うため、環境に最大限配慮した活動を行っています。

＜特産品・名所の一例＞

シラス
近海で獲れるため鮮度が良く、加工技術が高いことから、福田産のシラス干しは多くの人に高く評価されています。

静岡クラウンメロン
メロンの最高峰。優美で芳醇な香り、舌でとろけるような甘みはフルーツの王様にふさわしいメロンです。

次郎柿
森町が原産の次郎柿は、まろやかな風味で「甘柿の王様」と言われています。森町産の極上次郎柿は毎年秋、皇室に献上されています。

矢奈比売神社（やなひめじんじゃ）
矢奈比売神社は見付天神社とも呼ばれ、「延喜式」（延喜5年（905年））にも記載されている古社です。怪物を退治した悉平太郎の伝説の舞台ともなり、参道には、悉平太郎の像が建てられています。

法多山　尊永寺（はったさん・そんえいじ）
神亀2年（725年）、聖武天皇の勅命を受けた行基上人により創建されたお寺です。高野山真言宗に属し、厄除観音として有名です。

遠江國一宮　小國神社（とおとうみのくに いちのみや おくにじんじゃ）
「だいこく様」として親しまれる「大己貴命(おおなむちのみこと)」をご祭神とし、遠州地方第1の社として1460余年の永い歴史を持つ古社です。

【1】組織の概要

1. **事業所名**

中遠広域事務組合（設立：1972年5月1日（昭和47年5月1日））
※ 中遠広域事務組合は、磐田市、袋井市及び森町が事務の一部を共同処理するために設けた一部事務組合です。

2. **代表者氏名**

管理者　磐田市長　草地　博昭

3. **組織構成**

中遠広域事務組合、中遠広域粗大ごみ処理施設、中遠広域一般廃棄物最終処分場（一宮、宇刈）

4. **組合事務所所在地等**

（1）　〒438-0025静岡県磐田市新貝59番地1
（2）　TEL 0538-37-4854　FAX 0538-36-3589
（3）　E-mail chuen-koiki@city.iwata.lg.jp

5. **組織（施設）所在地等**

（1）　中遠広域粗大ごみ処理施設
〒438-0025静岡県磐田市新貝59番地1
TEL 0538-37-4854　FAX 0538-36-3589

（2）　中遠広域一般廃棄物最終処分場（一宮）
〒437-0226
静岡県周智郡森町一宮字坊ノ谷口3603-3
TEL 0538-89-6020　FAX 0538-89-6021

（3）　中遠広域一般廃棄物最終処分場（宇刈）
〒437-0121静岡県袋井市宇刈3112番地の1
※平成16年3月埋立終了

6. **事業活動内容**

一般廃棄物（不燃ごみ、粗大ごみ）の破砕、選別（資源回収）、圧縮、梱包等、一般廃棄物受入埋立・覆土、浸出水処理・管理等

※中遠広域事務組合が登録するエコアクション２１の認証登録範囲及び取組み体制、事業活動は上記のとおりとする。

7. **認証登録の対象範囲**

中遠広域事務組合
事業活動である一般廃棄物中間処理業、一般廃棄物最終処分業、組合業務を
事務所グループ（新貝・一宮）
最終処分場グループ（中遠広域一般廃棄物最終処分場（一宮・宇刈））
の2グループで取り組んでいます

8. **職員数（嘱託、臨時及び常駐業者を含む）**

27名（令和8年3月末現在）（組合職員：10名、委託業者：16名）

9. 沿革

昭和47年5月	中遠地区広域市町村圏事務組合を設立 〈構成市町村〉磐田市、袋井市、福田町、竜洋町、浅羽町、森町、豊田村、豊岡村
昭和48年6月	磐田市向笠地内に不燃物処理センター完成（平成9年3月廃止）
平成元年9月	ふるさと市町村圏に選定される。
平成元年11月	サングリーン遠州振興基金を設置
平成6年3月	袋井市宇刈地内に一般廃棄物最終処分場完成（平成16年3月31日埋立期間終了）
平成9年1月	磐田市新貝地内に粗大ごみ処理施設完成
平成17年4月	中遠広域事務組合に名称変更〈構成市町〉磐田市、袋井市、森町
平成18年12月	森町一宮地内に一般廃棄物最終処分場（一宮）完成
平成22年3月	サングリーン遠州振興基金を廃止
平成25年1月	一般廃棄物最終処分場（一宮）の埋立期間延長調印式（埋立期間は令和4年12月まで）
令和3年3月	一般廃棄物最終処分場（一宮）の埋立期間延長調印式（埋立期間は令和8年12月まで）

10. 静岡県への届出許可事項

①	粗大ごみ処理施設	静岡県　環保第798号	
		審査通知書年月日	平成7年11月15日

《概　要》

敷地面積	18，435㎡
延床面積	5，481㎡
処理方式	2軸せん断式破砕 及び衝撃せん断横型高速回転式破砕
処理能力	45t ／ 5h

《処理対象物・設備内訳》※搬入可能なごみを示すものではありません。

設備名	処理するごみの種類	最大寸法
缶類選別設備	アルミ缶・スチール缶	18L以下のもの
破砕・選別	不燃ごみ（大型）… スチール家具　等	1.0m×0.6m×2.0m
	不燃ごみ（小型）… 小型家電、金属小物、玩具等	1.2m×0.3m×0.5m
	スプリング入りマットレス、ソファー　等	1.6m×0.7m×2.2m
有害ごみ処理設備	0.32t ／ 5h（蛍光管）、 0.68t ／ 5h（乾電池）	－

②	一般廃棄物最終処分場（一宮）	静岡県　環廃第51号	埋立面積 25,158㎡・埋立容積199,806㎥(136,036㎥
		静岡県届出書許可日	平成16年12月21日
③	一般廃棄物最終処分場（宇刈）	静岡県　環第16－4号	埋立面積 21,890㎡・埋立容積181,680㎥
		静岡県届出書許可日	平成4年8月31日

11. 処理実績

（1）　粗大ごみ処理施設 搬入状況（金物・小型電化製品、電池・蛍光管）

年度別搬入量　　［単位：t］

年度	磐田市	袋井市	森町	合計
24	585.36	462.04	92.53	1,139.93
25	552.53	434.75	88.13	1,075.41
26	841.16	403.59	87.75	1,332.50
27	832.23	471.31	90.34	1,393.88
28	781.21	423.21	93.52	1,297.94
29	895.27	476.91	100.70	1,472.88
30	1192.14	583.26	120.85	1,896.25
1	1247.71	645.73	126.73	2,020.17
2	1435.52	746.66	132.68	2,314.86
3	1,319.69	671.17	107.36	2,098.22
4	1,268.50	634.93	107.28	2,010.71
5	1,093.73	599.85	96.28	1,789.86
6	1,027.96	574.96	90.99	1,693.91
7	924.22	560.66	90.18	1,575.06

（2）　中遠広域一般

［単位：t］

年度	搬入種類別内訳				合　計
	焼却灰等	不燃物残渣	廃プラスチック類	埋立ごみ（がれき等）	
24	5,482.86	341.66	384.45	810.52	7,019.49
25	5,034.26	299.11	379.12	969.40	6,681.89
26	4,857.93	275.26	236.13	849.56	6,218.88
27	3,829.15	391.45	－	1,084.86	5,305.46
28	4,777.05	340.39	－	946.85	6,064.29
29	4,965.98	447.73	－	941.18	6,354.89
30	5,436.88	597.04	－	1,201.45	7,235.37
1	5,629.42	684.91	－	1,546.27	7,860.60
2	5,080.51	808.32	－	1,884.23	7,773.06
3	3,642.75	662.93	－	1,932.96	6,238.64
4	3706.79	569.64	－	1914.73	6,191.16
5	3348.89	498.05	－	1508.96	5,355.90
6	2806.53	435.39	－	1363.36	4,605.28
7	1239.75	293.94	－	1308.56	2,842.25

12. 事業の規模（施設概要等）

（1） 中遠広域粗大ごみ処理施設

施設の名称：中遠広域粗大ごみ処理施設	
敷地面積 18，435㎡ 述床面積 5，481㎡	

許可の内容		
審査通知書番号	静岡県 環保第798号	
審査通知書年月日	平成7年11月15日	
事業の概要	磐田市、袋井市及び森町の2市1町から排出される一般廃棄物 の処理	
施設等の状況		
処理施設の種類	ごみ処理施設（破砕・選別・圧縮・梱包）	
処理する廃棄物の種類	一般廃棄物（粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、プラスチック類）	
処理能力	45t/日 缶類選別:10t/5h、破砕・選別設備:30t/5h 古紙類梱包設備:4t/5h、有害ごみ処理設備:1t/5h	
処理方式	破砕：2軸せん断式破砕機、衝撃せん断横型高速回転式破砕機 選別：磁力選別機、風力選別機 圧縮：油圧プレス機、油圧圧縮梱包機	
処理工程	P6 「1．粗大ごみ処理施設フロー」参照	
搬入・処理実績 （R6.4～R7.3月）	収集運搬入量（市町搬入）	2,366t
	中間処理量（総搬入量） （うち再資源化等量）	3,584t (2,219t)
	最終処分量	1,108t
廃棄物処理料金	処理料金あり（ただし、構成市町へ収納）	

（2） 中遠広域一般廃棄物最終処分場（一宮）

施設の名称	
中遠広域一般廃棄物最終処分場（一宮） 敷地面積 92，892㎡ 埋立容積 199，806㎥（136，036㎥）	

許可の内容	
審査通知書番号	静岡県 環廃第51号
審査通知書年月日	平成16年12月21日
事業の概要	中遠広域粗大ごみ処理施設からの不燃ごみ処理残渣及び磐田市クリーンセンター及び中遠クリーンセンターから排出される焼却残渣等の埋立処分、浸出水処理
施設等の状況	
処理施設の種類	一般廃棄物最終処分場（管理型）
処理する廃棄物の種類	不燃ごみ、破砕ごみ処理残渣、焼却残渣
処理能力	浸出水処理能力：150㎥/日
処理方式	埋立処分 セル・サンドイッチ工法 浸出水処理 凝縮沈殿、生物処理、砂ろ過、消毒、活性炭処理、 膜分離、キレート処理、促進酸化処理
排水処理工程	P9 「3．一般廃棄物最終処分場（一宮）処理水フロー」参照
処理(埋立)実績 （R7.4～R8.3月）	4，706．23t（うち覆土1，863．98t）
残容量(R7.5)	1，304㎥
廃棄物処理料金	あり

（3） 中遠広域一般廃棄物最終処分場（宇刈）

平成6年4月から供用を開始した、袋井市宇刈地内の一般廃棄物最終処分場は、平成16年3月31日で埋め立てが終了し、これまでに約7万5千5百トンの埋め立てごみを埋立て処分しました。現在は、浸出水処理などの適正な維持管理を行っています。

施設の名称	
中遠広域一般廃棄物最終処分場（宇刈） 敷地面積： 34，203㎡ 埋立容積：181，680㎥ ※平成16年3月（埋立終了）	
許可の内容	
審査通知書番号	静岡県 環第16－4号
審査通知書年月日	平成4年8月31日
事業の概要	浸出水処理
施設等の状況	
処理施設の種類	一般廃棄物最終処分場（管理型）
処理する廃棄物の種類	平成１６年3月（埋立終了）
処理能力	浸出水処理能力：50㎥/日
処理方式	浸出水処理 凝縮沈殿、生物処理、砂ろ過、消毒、活性炭処理、膜分離、キレート処理、促進酸化処理
排水処理工程	P10 「4. 一般廃棄物最終処分場（宇刈）処理水フロー」参照
処理(埋立)実績	182，669㎥（覆土38,675㎥含む）

環境管理責任者

中遠広域事務組合 事務局長兼管理課長
〒438-0025 静岡県磐田市新貝59番地1 電話0538-37-4854

【2】処理フロー図

1. 粗大ごみ処理施設フロー

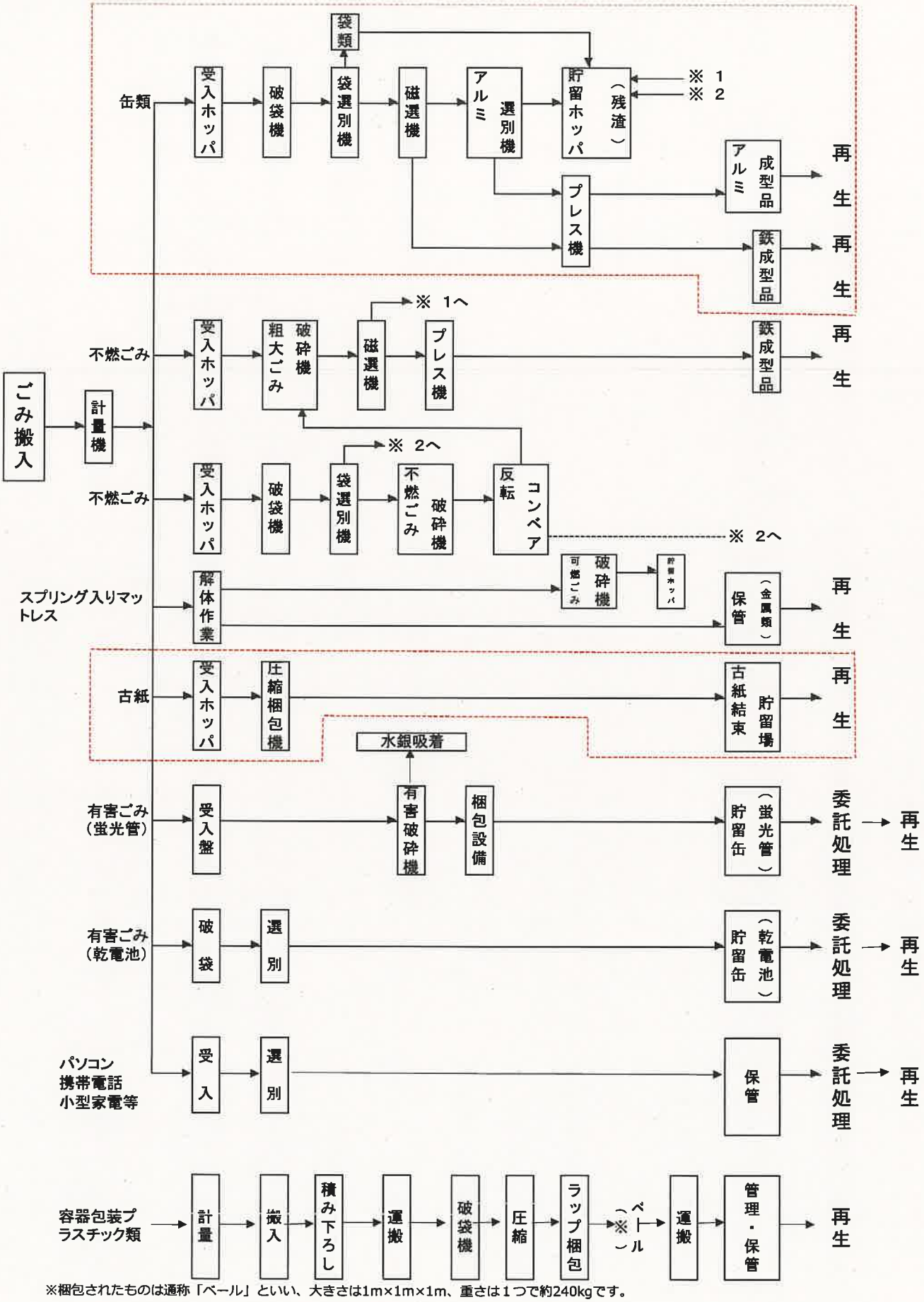

※梱包されたものは通称「ベール」といい、大きさは1m×1m×1m、重さは1つで約240kgです。

＜再利用方法＞

粗大ごみは、処理施設にて分別、破砕、選別等の処理後、次の様に再利用又は処分されています。

種類	再利用方法
鉄類	・オーブントースターや包丁、傘などは、鉄類としてリサイクルします 。 ・細かく砕かれた鉄は、破砕鉄としてリサイクルされます。 ・雑鉄類は、鉄類としてリサイクルされます。
.アルミ類	・アルミ製の鍋や釜は、アルミ類としてリサイクルします。 ・アルミ製の金属バットなどは、アルミ類としてリサイクルします。 ・細かく砕かれたアルミは、破砕アルミとしてリサイクルされます。
.銅・真ちゅう類	銅や真ちゅうでできた、鍋、カップ、仏具などは、銅・真ちゅう類としてリサイクルしています。
被覆銅線	オーブントースターやラジカセなどの電気コードは切り取って、銅類としてリサイクルしています。
鉛	釣り用の重り、剣山は、鉛類としてリサイクルします。
可燃物	ソファーやベッドマットなどは、金属類を取り除き破砕後クリーンセンター（焼却場）で焼却処分しています。
埋立残渣（不燃物）	ガラスや陶器の不燃性くずは、最終処分場に埋立処分します。
紙類	製紙中間処理会社に売却し、パルプ原料としてリサイクルしています。
包装容器プラスチック類	鉄鋼会社等の燃料としてリサイクルしています。
乾電池類	委託処理をして、マンガン、鉄等の金属を取り出してリサイクルしています。
蛍光灯管	破砕後、破砕物を貯留缶に詰め、委託処理してガラス類とアルミ金属類をリサイクルしています。
パソコン・携帯電話・小型家電等	委託処理をして金、銀、パラジウム、金属などの希少金属などを取り出してリサイクルしています。

2. 中遠広域事務組合　上水・排水・処理水フロー図

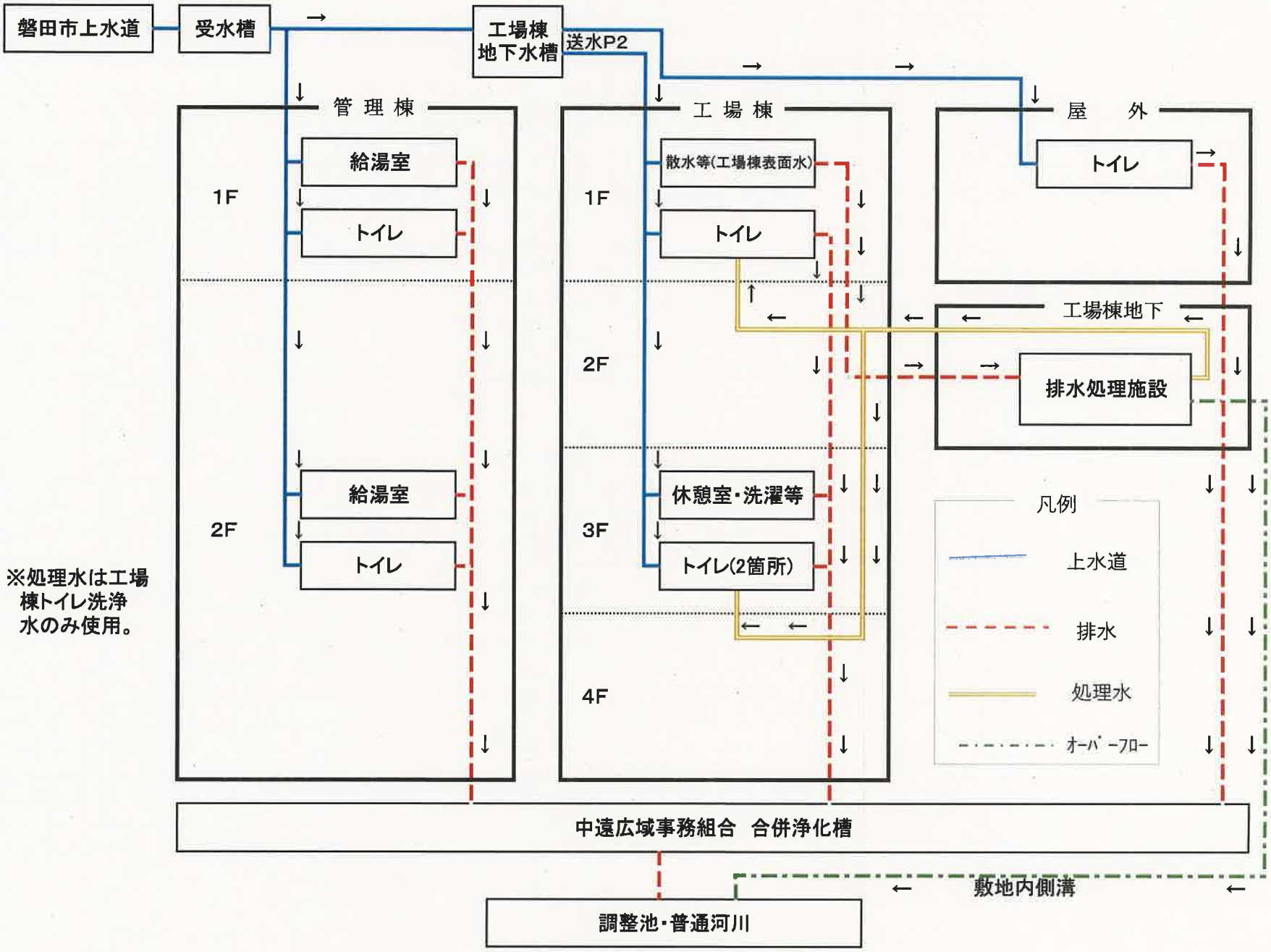

3. 一般廃棄物最終処分場(一宮)処理水フロー

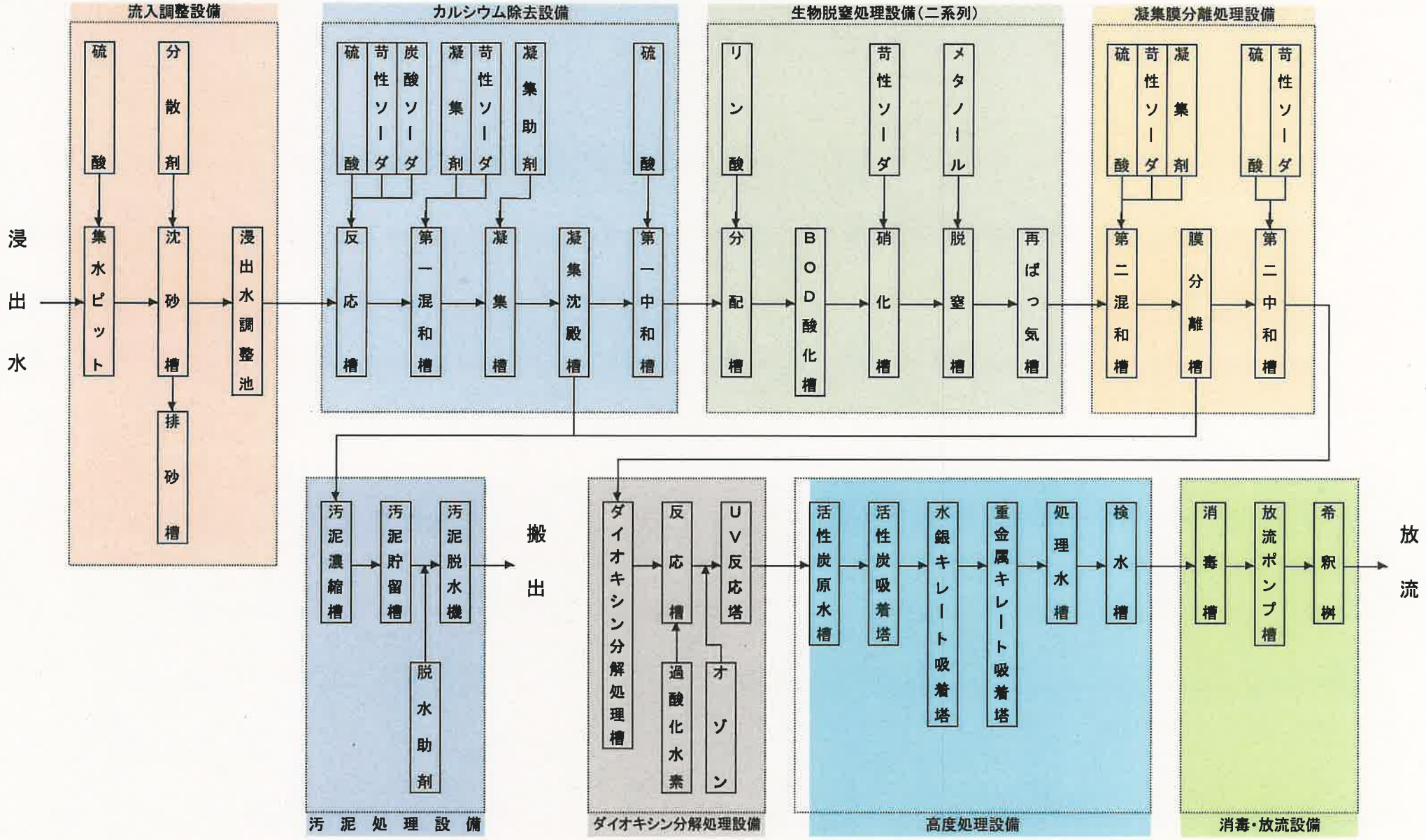

4. 一般廃棄物最終処分場(宇刈)処理水フロー

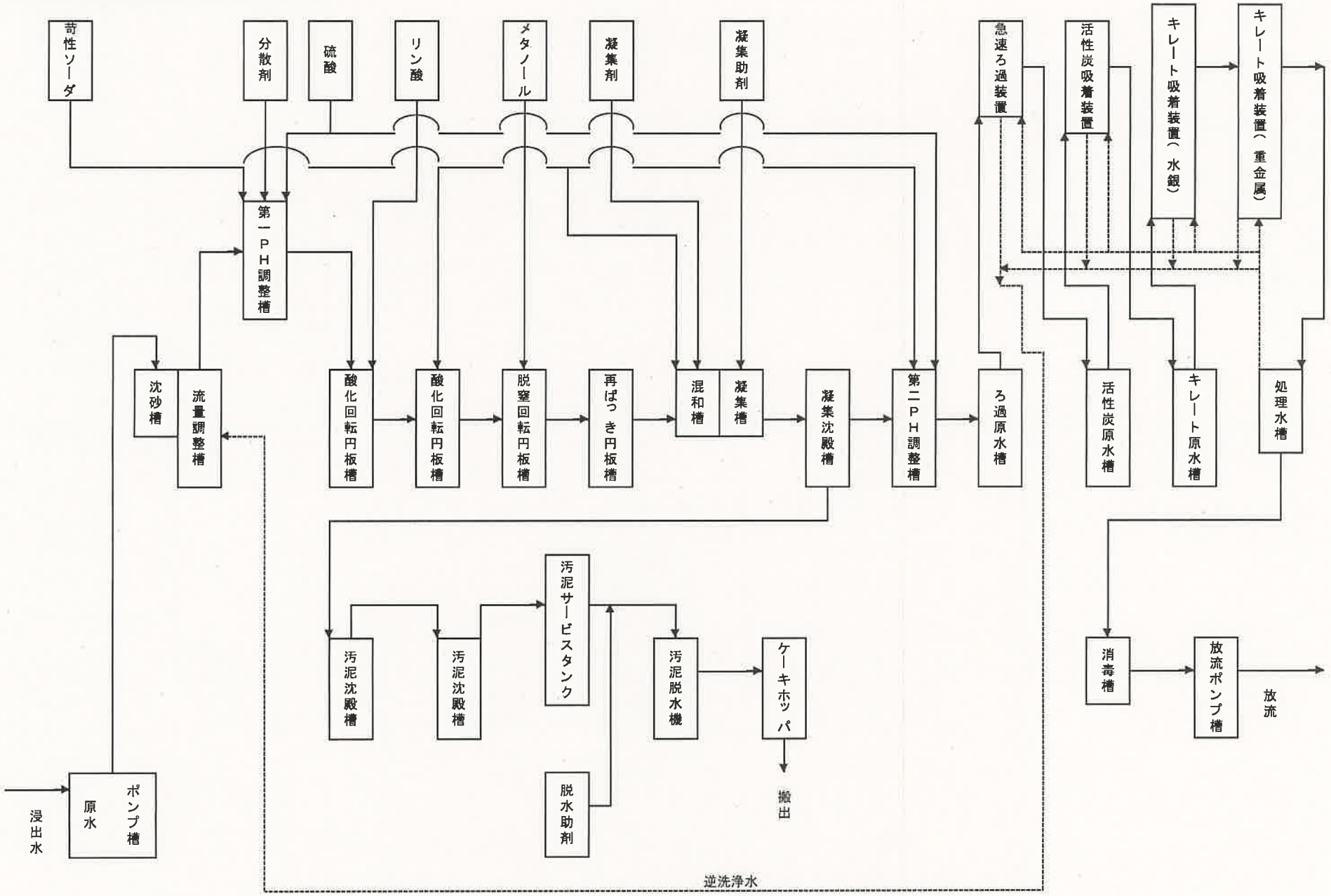

【3】 取組体制

1. エコアクション2 1取組体制

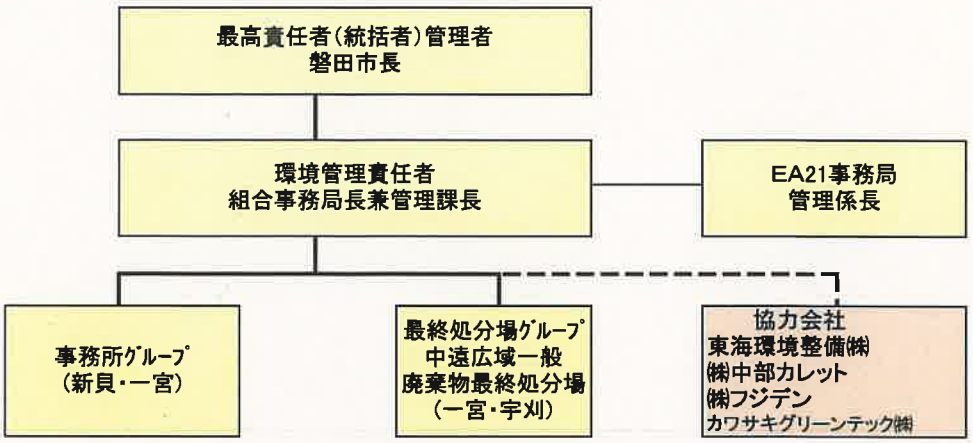

2. 実施及び運用（役割と権限）

担当者	役割及び権限
最高責任者(統括者)管理者	・環境方針を策定する
	・責任者を選任するとともに、環境マネジメントシステムの実施及び管理に必要な要員、所定の技能・技術、インフラストラクチャー、資金の経営資源を確保する
	・環境マネジメントシステムの見直しを行う
環境管理責任者	・内部監査員を選任するととともに、監査長を任命する
	・緊急事態発生時における対応処置の統括的な指揮をとる
	・環境側面登録一覧と法規制等登録一覧を承認する
	・環境マネジメントマニュアル、全組合／目的、目標及び実施計画一覧を承認する
	・目的、目標及び実施計画の定期設定、見直しを指示する
	・内部環境監査を監査長に依頼する
	・見直し及び環境マネジメントシステムの改善のための提案として、管理者及び局長に環境マネジメントシステムの実績を報告する
	・環境側面登録を行う
	・法規制等登録を行う
	・全組合／目的、目標及び実施計画一覧及び全組合実施計画／達成状況報告書を設定し、達成責任を持つとともに、その項目の監視、測定及び不適合の場合の是正処置及び予防処置を行う
	・部門／環境目的、目標及び実施計画一覧及び部門実施計画／達成状況報告書を承認する
	・組合内外のコミュニケーションの総括的な責任を負う
	・「環境マネジメントマニュアル」を作成するとともに、環境マネジメントシステムの各文書の整備を指示する
	・構成市町、有意取引先等への周知、協力の要請を行う
	・緊急事態発生時における対応処置の指揮をとる(局長が不在の時は、責任者が代行する)
	・全組合に係る環境教育訓練の計画を立案する
EA21事務局	・文書作成、管理を行う
	・環境マネジメントシステムの構築及び維持管理並びに責任者の補佐を行う
	・部門に係る環境教育訓練の計画を立案する
	・環境会議の議事録を作成する
	・「公的資格者一覧」を作成し、教育計画の立案及び実施を行う
事務所・最終処分場グループ長	・環境側面を調査する
	・関連法規制の対応を実施する
	・部門／環境目的、目標及び実施計画一覧及び部門実施計画／達成状況報告書を設定し、達成責任を持つとともに、その項目の監視、測定及び不適合の場合の是正処置及び予防処置を行う
	・あらかじめ責任者の要請を受けた場合、環境に関する一般教育及び特別教育を各部門で実施する
	・緊急事態への準備及び対応を行う

＜備考＞環境活動に関する責任、役割及び権限の職務分担はマネジメントマニュアルより引用

【4】 環境経営方針

中遠広域事務組合環境方針

1　基本理念

中遠広域事務組合は、磐田市・袋井市・森町の２市１町から構成され、主に、一般廃棄物処理施設及び一般廃棄物最終処分場の管理運営などを行う一部事務組合です。

中遠地区に住むすべての人々が快適な環境の中で生活を営むため、この地域の財産である丘陵地、太田川流域から育まれた肥沃な土壌、遠州灘などの豊かな自然環境に配慮していく必要があります。

中遠地区の環境保全は、これからの環境問題改善への取り組みにも密接な関係を持つことを認識し、『地域の環境 自然を 未来に残そう』をスローガンに、積極的な環境保全の推進に努めていきます。

2　基本方針

中遠広域事務組合は基本理念をもとに、その事業活動、行政サービスにおいて環境マネジメントシステムの構築を図り、次に掲げる事項を実施し、継続的な改善を推進を推進します。

（1）　職員全員参加のもと、環境マネジメントに対する組織運営体制を整備し責任の所在を明確にして、環境保全活動に取り組みます。

（2）　環境に関する法令及び協定その他の要求事項を遵守するとともに、環境汚染を早期に予測し、その予防に努めます。

（3）　環境方針を達成するため、環境目的・目標を設定し、定期的な見直しを行い、継続的な改善を図ります。

（4）　省資源と省エネルギーの推進に努めます。

（5）　一般廃棄物の資源化率の向上を図り、埋め立て残渣の削減に努めます。

（6）　環境に配慮した設備、資器材などの購入に努めます。

（7）　一般廃棄物処理施設並びに一般廃棄物最終処分場は、周辺住民の生活環境に配慮した管理運営を行います。

（8）　組合の施設は児童・生徒などをはじめとした中遠地域住民の環境学習の場として解放し、さらに、環境保全に対する啓発活動を推進していきます。

（9）　環境方針及び環境マネジメントシステムは、組織で働く人に周知するとともに、広く一般に公開します。

制定日　令和３年４月２４日

中遠広域事務組合　管理者

磐田市長　草地博昭

【5】環境経営目標

短期及び中期環境経営目標

区分				単位	基準値	目標値				
					2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
(1)	二酸化炭素	石油燃料	電気	kwh	979,215	(△1%) 969,423	(△1%) 969,423	(△1%) 969,423	(△1%) 969,423	(△1%) 969,423
			ガソリン	L	1,133	(△1%) 1,122	(△1%) 1,122	(△1%) 1,122	(△1%) 1,122	(△1%) 1,122
			軽油	L	5,553	(△10%) 4,998	(△59%) 2,277	(△61%) 2,166	(△63%) 2,055	(△65%) 1,944
		二酸化炭素排出量		$kg-CO_2$	365,416	(△11%) 325,220	(△13%) 317,912	(△13%) 317,912	(△13.1%) 317,547	(△13.2%) 317,181
(2)	一般廃棄物排出抑制		可燃ごみ	kg	28	(△0.5%) 27.9	(△1%) 27.7	(△1.5%) 27.6	(△2%) 27.4	(△2.5%) 27.3
			最終処分	kg	0	(△0%) 0	(△0%) 0	(△0%) 0	(△0%) 0	(△0%) 0
			リサイクル	kg	111	(△3%) 108	(△6%) 104	(△9%) 101	(△12 98	(△15%) 94
			合計	kg	139	136	136	136	136	136
(3)	総排水量削減		上水道	㎥	5,280	(△10%) 4,752	(△12%) 4,646	(△14%) 4,541	(△16%) 4,435	(△18%) 4,330
(4)	化学物質の適正管理				適正管理した	適正管理に努める				
(5)	グリーン購入の推進				実施した	購入に努める				
(6)	政策・施策・事業における環境への取組に関する項目		自らの環境負荷を低減させるための取組		実施した	実施に努める				
			地域への働きかけにより地域の環境に関する目標・指標への到達を目指す取組		実施した	実施に努める				
(7)	受託した廃棄物の処分における環境配慮に関する項目		廃棄物の処理等における環境配慮		1,476,290	(△5%) 1,402,476	(△10%) 1,328,661	(△15%) 1,254,847	(△20%) 1,181,032	(△25%) 1,107,218
			1年間の不燃ごみ(金物、電化製品)の搬入量(市町＋一般搬入)	kg						
(8)	社会貢献活動		関係者への要請		実施した	実施に努める				
			環境美化活動		実施した	実施に努める				
			施設見学		対応した	対応に努める				

＜備考＞

1．石油燃料としては、電気、ガソリン、軽油の他にLPGガスを使用しているが、少量であることから目標値を設定していない。

【6】 環境経営計画

2025年度(2025.4.1～2026.3.31)

環境経営計画内容					責任者
(1)	二酸化炭素排出量の抑制	①	電気使用量の削減	◆ 始業前や時間外勤務時の部分点灯、昼休み中の消灯	宇刈処分場担当 粗大ごみ施設担当 一宮処分場担当
				◆ 会議室、倉庫の必要に応じた点灯	
				◆ パソコン、コピー機等の省エネモード設定及び退庁時の主電源OFF	
				◆ 冷暖房温度設定(冷房:28℃、暖房:20℃)	
				◆ 省電力器具への交換(LED電灯への置換え)	
				◆ 計画的な処理機械の運転を実施する	
				◆ 電力デマンド監視システムによる監視をする	
		②	ガソリン使用量の削減	◆ 急発進、急加速、不要なアイドリングを控え、経済速度で走行する	粗大ごみ施設担当 一宮処分場担当
				◆ 不要な荷物を積載して走行しない	
				◆ 既存設備(IT)を活用する事で電子媒体でのやり取りを増やし車両運転の節減をする	
				◆ 計画的な処理機械の運転をする	
		③	軽油使用量の削減	◆ 計画的な廃棄物の処理及び運搬をする	粗大ごみ施設担当 一宮処分場担当
(2)	廃棄物の減量化・リサイクル推進	①	一般廃棄物の削減	◆ 廃棄物の分別のルールを守る	宇刈処分場担当 粗大ごみ施設担当 一宮処分場担当
				◆ ごみの出やすいものは避け（持込まない）、職場内で食べ残しを捨てない	
				◆ 詰め替えできる文房具を積極的に取り入れる	
(3)	上水道使用量の抑制	①	上水道使用量の削減	◆ 手洗い等は水を流したままにしないで、節水に努める	宇刈処分場担当 粗大ごみ施設担当 一宮処分場担当
				◆ 漏水チェックのため量水器の確認を定期的に行う	
				◆ 手洗所、台所等には節水を促す表示をする	
(4)	化学物質の適正管理			◆ 各施設での化学物質使用量を把握し記録する	宇刈処分場担当 粗大ごみ施設担当 一宮処分場担当
				◆ 化学物質について、その種類、使用量、保管量、使用方法、使用場所、保管場所等を経時的に把握し、記録・管理する	
				◆ 化学物質の安全性に関する情報伝達のためのMSDS(化学物質安全性データーシート)により管理する	
(5)	グリーン購入の推進			◆ 事務用品等は対象製品を必要に応じて購入する	宇刈処分場担当 粗大ごみ施設担当 一宮処分場担当
				◆ リサイクル製品や再利用可能な製品を購入する	
(6)	政策・施策・事業における環境への取組に関する項目	①	自らの環境負荷を低減させるための取組	◆ 最終処分場の埋立量を削減させる	
				◆ 一般廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の適正処理を行う	
				◆ 一般廃棄物の資源化率を向上(資源化率の向上と残渣の削減)させる	
				◆ 資源ごみが確実にリサイクルされるよう確認する(委託業者等に対して)	
				◆ 施設整備の折には環境に配慮した設計施行を行う	
				◆ 省エネ設備等の導入に努める	
				◆ メタン発生防止のため、生ごみ等の分別・リサイクルや適正な焼却処分を行うことにより、有機物の埋立処分を抑制する	
				◆ 排水等の測定・監視や排水処理設備の点検を定期的に行い、適正に管理する	
		②	地域への働きかけにより地域の環境に関する目標・指標への到達を目指す取組	◆ 住民、事業者に対して適正なごみの排出・処理を啓発する	
				・ 使い捨てライターは完全にガスを抜く	
				・ プラスチック製容器包装(マークのあるもの)やペットボトル、びん等の資源ごみの持ち込みは出来ない	
				・ プラスチック製品、革製品、ゴム製品を自己搬入する場合は、お住まいのクリーンセンター(焼却場)へ搬入する	
				・ 自動車・オートバイの部品の持ち込みは、原則出来ない	
				・ 家電リサイクル法の対象品目であるテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機の持ち込みは出来ない	
				・ 6Rを実行して循環型社会を目指そう	
				・ 耐久性に優れた製品を購入して使い続ける	
				・ アップサイクル商品を使ってみよう	
				・ 生ゴミ処理は工夫をして、生ごみを減らしましょう	
				・ 不用になった本は、リサイクルしよう	
				◆ ごみ減量・リサイクルに関する環境学習・環境教育の充実を図る	
(7)	受託した廃棄物の処分における環境配慮に関する項目	①	廃棄物の処理等における環境配慮	◆ 受託した廃棄物の計測管理、搬入管理を行う	
				◆ 廃棄物の処理量のデータを公表する	
				◆ 事業場周辺の環境モニタリング等の結果を公表している	
				◆ 事業場周辺の環境モニタリング等の環境監視・環境計測を行っている	
(8)	社会貢献活動の推進	①	関係者への要請	◆ 関係者にも本組合で定める上記活動計画に沿い、省エネ、省資源、廃棄物の減量など、環境への配慮を要請する	
		②	環境美化活動	◆ 職員及び作業員による施設内及び周辺地域の環境美化に努める	
		③	施設見学	◆ 子供達を含む地域住民に施設を開放し、施設の見学を図ることにより、廃棄物の減量化などの環境教育を推進する	
(9)	その他			◆ 年度当初に1年の目標を皆に周知させる	宇刈処分場担当 粗大ごみ施設担当 一宮処分場担当

【7】環境実績結果（取組期間）

環境実績結果（取組期間）　　**＊実施期間（2025年4月～2026年3月）**

区分				単位	削減目標	2020年度基準値	期間目標	実績値	評価	(削減率)
(1)	二酸化炭素排出抑制	石油燃料	電気	kwh	(△6%)	1,256,416	1,181,031	979,215	○	22.1%
			ガソリン	L	(△6%)	1,072	1,007	1,133	×	-5.7%
			軽油	L	(△6%)	6,808	6,399	5,553	○	18.4%
	二酸化炭素排出量			kg-CO_2	(△6%)	629,987	592,187	373,799	○	40.7%
(2)	一般廃棄物排出抑制		可燃ごみ	kg	(△6%)	142.0	133	28.1	○	80.2%
			最終処分	kg	(△6%)	0.0	0.0	0.0	○	0.0%
			リサイクル	kg	(△6%)	191	179	111.0	○	41.9%
			合計	kg	(△6%)	333	312	139.1	○	58.2%
(3)	総排水量削減		上水道	㎥	(△6%)	10,840	10,189	5,280	○	51.3%
(4)	化学物質使用量の把握					適正管理した	適正管理に努める	適正管理した	○	
(5)	グリーン購入の推進					未実施	購入に努める	努めた	○	
(6)	政策・施策・事業における環境への取組に関する項目			自らの環境負荷を低減させるための取組		実施した	実施に努める	実施した	○	
				地域への働きかけにより地域の環境に関する目標・指標への到達を目指す取組		実施した	実施に努める	実施した	○	
(7)	受託した廃棄物の処分における環境配慮に関する項目(1年間の不燃ごみ(金物、電化製品)の搬入量(市町＋一般搬入))			kg	(△4%)	2023年度基準値 1,696,200	1,628,352	1,476,290	○	13.0%
(8)	社会貢献活動			関係者への要請		実施した	実施に努める	実施した	○	
				環境美化活動		実施した	実施に努める	実施した	○	
				施設見学		対応した	対応に努める	実施した	○	

＜備考＞

1. 2020年度実績を基準に6%の削減を目標とする。
2. 二酸化炭素排出係数は、令和2年度実績のスマートエナジー磐田㈱、中部電力ミライズ㈱の調整後排出係数0.319(kg-CO2/kWh)、0.379(kg-CO2/kWh)を使用する。
3. 評価記号→○：削減目標値を達成、△：ほぼ達成、×：未達成
4. 削減率：[(実績値－基準値)/基準値)]×100
   削減率は、削減目標 と比較するために、目標値ではなく基準値に対する削減率としている。

【8】環境実績結果（経年変化）

経年変化

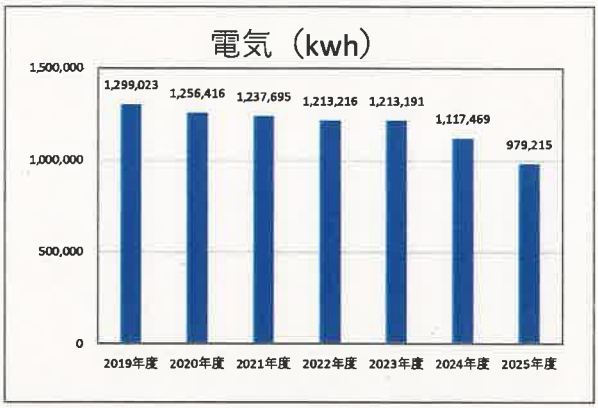

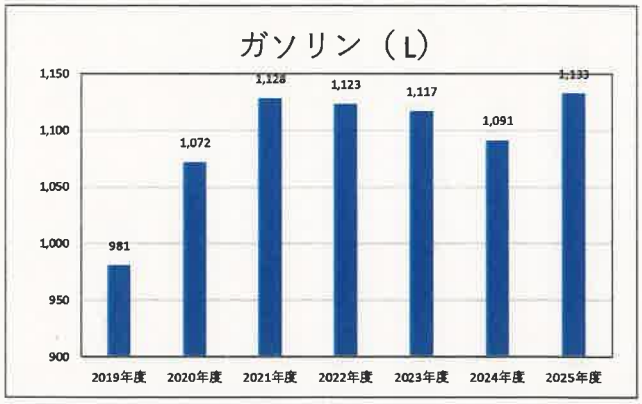

【9】環境実績結果（取組状況）

1．環境負荷削減の実施

電力デマンド監視システム

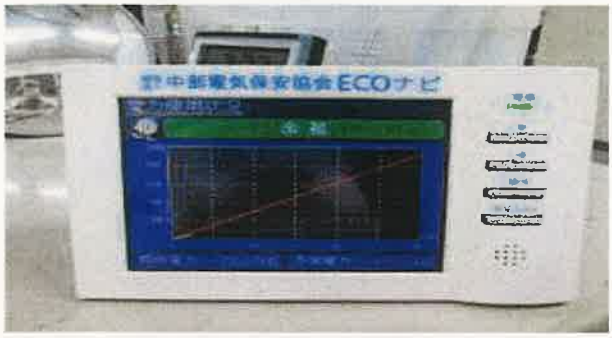

ノーカー通勤実施

LED電灯（テント倉庫）

節電（間引き消灯）

アイドリングストップ実施

2．環境学習の実施

当組合では、児童・生徒など中遠地域住民の環境学習の場として施設を開放し、環境保全や循環型社会の構築に対する啓発活動の推進も行っています。

粗大ごみ処理施設での環境学習

3. 環境上の緊急事態への準備及び対応

事故や天災などにより、油の流出、化学物質の放出などの環境上の緊急事態が発生する可能性があります。自らの事業活動において、環境に重大な影響を及ぼすどのような事故及び緊急事態が発生するか、その可能性を想定し、環境汚染などが最小限の範囲で済むよう、あらかじめ有効な対策を実施するとともに緊急事態発生時の対応策を定め準備することが必要です。

そして、定めた対応策を可能な範囲で定期的な試行・訓練を行い、その対応策を職員に定着させると共に、いざというときに定めた対応策が十分に機能するかどうか検証することも必要です。

今年度は、令和8年2月26日に、中遠広域粗大ごみ処理施設のテントCからの出火を想定した火災訓練を実施し、対応策の手順が適切であり，問題点はないかを確認しました。

発火場所への消火活動

消火栓による消火活動

火災対策本部設置

4. 地域環境向上への対応（草刈作業実施）

5. 事業場周辺の環境モニタリング等の環境監視・環境計測及び公表

環境法令（廃棄物処理法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法等）においては規制基準等があり、その遵守義務を求めています。その様なことから、中遠広域事務組合は、事業活動により環境へ与えている状況を常に計測し、その規制基準等を遵守状況を把握すると共に、施設の適正な維持管理に努めています。また、それらの測定結果につきましては、自組合のホームページにて公表しています。

-

定結果です

令和7年度　放流水分析結果

（一宮最終処分場）

分析項目	単位	4/16, 4/21	4/7	5/2	5/9	6/3	6/11	7/2	7/8	8/4	8/12	9/5	9/8	基準値又は測定値
1 水素イオン濃度(pH)	－	7.6	7.5	7.8	7.8	7.7	7.7	7.6	8.0	7.9	8.0	7.7	7.4	5.8～8.6
2 浮遊物質量(SS)	mg/l	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	1.1	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	10以下[※1]
3 化学的酸素要求量(COD)	mg/L	8.3	8.6	2.4	2.4	5.1	4.1	3.4	3.9	1.2	2.1	2.9	2.1	10以下[※1]
4 生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	2.7	0.6	0.6	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1.3	<0.5	10以下[※1]
5 電気伝導度	mS/L	6.9	10.6	4.2	5.8	4.3	4.1	3.3	7.7	3.5	3.8	3.9	2.0	120(日間平均60)以下
6 塩化物イオン	mg/l	4,200	4,900	3,860	1,701	1,400	1,300	2,100	3,200	1,900	4,296	750	1,600	－
7 カルシウムイオン	mg/L	11	12	9.3	18	11	7.9	24	12.9	16.0	9.6	23.9	25.0	－
8 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油)	mg/l		<0.5			<0.5			<0.5			<0.5		5以下
9 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油)	mg/L		<0.5			<0.5			<0.5			<0.5		30以下
10 大腸菌群	個/cm³		<1.0	－	－	<1.0	－	－	<1.0	－	－	<1.0	－	800以下
11 フェノール類含有量	mg/L	－	<0.05	－	－	<0.05	－	－	<0.05	－	－	<0.05	－	5以下
12 銅含有量	mg/L	－	<0.1	－	－	<0.1	－	－	<0.1	－	－	<0.1	－	3以下
13 亜鉛含有量	mg/L	－	<0.1	－	－	<0.1	－	－	<0.1	－	－	<0.1	－	2以下
14 溶解性鉄含有量	mg/l		<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		10以下
15 溶解性マンガン含有量	mg/L	－	<0.1	－	－	<0.1	－	－	<0.1	－	－	<0.1	－	10以下
16 クロム含有量	mg/l		<0.04			<0.04			<0.04			<0.04		2以下
17 鉛含有量	mg/L	－	0.01	－	－	<0.05	－	－	<0.05	－	－	<0.05	－	1以下
18 ヒ素及びその化合物	mg/l		0.1			<0.1			0.1			<0.1		0.5以下
19 カドミウム及びその化合物	mg/L	－	<0.003	－	－	<0.003	－	－	<0.003	－	－	<0.003	－	0.1以下
20 シアン化合物	mg/l		<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		1以下
21 鉛及びその化合物	mg/L		<0.01			<0.01			<0.02			<0.01		0.1以下
22 六価クロム化合物	mg/l		<0.04			<0.04			<0.04			<0.04		0.5以下
23 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	－	<0.001	－	－	<0.001	－	－	<0.01	－	－	<0.01	－	0.1以下
24 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l		<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		0.005以下
25 アルキル水銀化合物	mg/L		<0.0005	－	－	<0.0005	－	－	<0.0005	－	－	<0.0005	－	検出されないこと(0.0005未満)
26 有機塩素フェノール(PCB)	mg/l		<0.0005	－	－	<0.0005	－	－	<0.0005	－	－	<0.0005	－	0.003以下
27 ほう素及びその化合物	mg/L	－	0.3	－	－	0.2	－	－	0.2	－	－	<0.1	－	10以下
28 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l		6.8			4.3			6.1			0.6		100以下
29 有機溶	mg/L		<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		1以下
30 トリクロロエチレン	mg/l		<0.01			<0.01			<0.01			<0.01		0.3以下
31 テトラクロロエチレン	mg/L		<0.005			<0.005			<0.005			<0.005		0.1以下
32 1，1，1-トリクロロエタン	mg/l		<0.005			<0.005			<0.005			<0.005		1以下
33 四塩化炭素	mg/L	－	<0.002	－	－	<0.002	－	－	<0.002	－	－	<0.002	－	0.02以下
34 ジクロロメタン	mg/L	－	<0.02	－	－	<0.02	－	－	<0.02	－	－	<0.02	－	0.2以下
35 1，2－ジクロロエタン	mg/L	－	<0.004	－	－	<0.004	－	－	<0.004	－	－	<0.004	－	0.04以下
36 1，1，2－トリクロロエタン	mg/l		<0.006			<0.006			<0.006			<0.006		0.06以下
37 1，1－ジクロロエチレン	mg/L	－	<0.02	－	－	<0.02	－	－	<0.02	－	－	<0.02	－	1以下
38 シス－1，2－ジクロロエチレン	mg/l		<0.04			<0.04			<0.04			<0.04		0.4以下
39 1，3－ジクロロプロペン	mg/L	－	<0.002	－	－	<0.002	－	－	<0.002	－	－	<0.002	－	0.02以下
40 チウラム	mg/l		<0.006			<0.006			<0.006			<0.006		0.06以下
41 シマジン	mg/l		<0.003			<0.003			<0.003			<0.003		0.03以下
42 チオベンカルブ	mg/l		<0.02			<0.02			<0.02			<0.02		0.2以下
43 ベンゼン	mg/l		<0.01			<0.01			<0.01			<0.01		0.1以下
44 セレン	mg/L		<0.001			<0.01			<0.01			<0.01		0.1以下
45 1，4－ジオキサン	mg/L		<0.05			<0.05			<0.05			<0.05		0.5以下
46 臭気	度		<10			20			20			<10		－
47 ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.000018		0		0						0		1以下[※2]

備考：表中の"<"は"未満"を表す

2.排出基準値：「廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）別表第1による。
ただし、※1の付された基準値は、地元協定値、※2の付された基準値は、「ダイオキシン類対策特別措置法施工規則」別表第3による。

3.排出基準又は検定値における「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ることをいう。

令和7年度　放流水水質検査

（宇刈最終処分場）

分析項目	単位	4/17	6/2	8/4	10/2	12/4	2/5	基準又は協定値
1 水素イオン濃度(pH)	－	8.4	8.2	8.4	8.4	8.5	8.5	5.8～8.6
2 浮遊物質量(SS)	mg/l	1.6	1.6	<1.0	1.3	<1.0	<1.0	10以下[※1]
3 化学的酸素要求量(COD)	mg/l	0.8	1.4	1.8	<0.5	1.1	1.0	10以下[※1]
4 生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	0.9	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	0.9	10以下[※1]
5 ノルマルヘキサン抽出物含有量(鉱油等含有量)	mg/l	－	<0.5	－	－	<0.5	－	5以下
6 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(植物油脂類含有量)	mg/l	－	<0.5	－	－	<0.5	－	5以下
7 大腸菌数	個/cm³	－	<1	－	－	<1	－	800以下
8 フェノール類含有量	mg/l	－	<0.05	－	－	<0.05	－	5以下
9 銅含有量	mg/l		<0.1			<0.1		3以下
10 亜鉛含有量	mg/l		<0.1			<0.1		2以下
11 溶解性鉄含有量	mg/l	－	<0.1	－	－	<0.1	－	10以下
12 溶解性マンガン含有量	mg/l	－	<0.1	－	－	<0.1	－	10以下
13 クロム含有量	mg/l	－	<0.04	－	－	<0.04	－	2以下
14 窒素含有量	mg/l	－	8.2	－	－	6.1	－	120(日間平均60)以下
15 鉛含有量	mg/l	－	<0.06	－	－	0.11	－	16(日間平均8)以下
16 ヒ素及びその化合物	mg/l	－	0.2	－	－	0.2	－	8以下
17 カドミウム及びその化合物	mg/l	－	<0.003	－	－	<0.003	－	0.03以下
18 シアン化合物	mg/l		<0.1			<0.1		1以下
19 鉛及びその化合物	mg/l		<0.01			<0.01		0.1以下
20 六価クロム化合物	mg/l		<0.01			<0.01		0.5以下
21 水銀及びその化合物	mg/l	－	<0.01	－	－	<0.01	－	0.1以下
22 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l		<0.0005			<0.0005		0.005以下
23 アルキル水銀化合物	mg/l		<0.0005			<0.0005		検出されないこと(0.0005未満)
24 ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	－	<0.0005	－	－	<0.0005	－	0.003以下
25 ほう素及びその化合物	mg/l	－	6.8	－	－	0.8	－	10以下
26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	－	7.8	－	－	5.6	－	100以下
27 有機溶	mg/l	－	<0.1	－	－	<0.1	－	1以下
28 カルシウムイオン	mg/l	86	150	91	77	92	81	－
29 塩化物イオン	mg/l	240	280	290	240	300	300	－
30 トリクロロエチレン	mg/l	－	<0.01	－	－	<0.01	－	0.1以下
31 テトラクロロエチレン	mg/l		<0.005			<0.005		0.1以下
32 1，1，1-トリクロロエタン	mg/l		<0.005			<0.005		3以下
33 四塩化炭素	mg/l	－	<0.002	－	－	<0.002	－	0.02以下
34 ジクロロメタン	mg/l	－	<0.02	－	－	<0.02	－	0.2以下
35 1，2－ジクロロエタン	mg/l		<0.004			<0.004		0.04以下
36 1，1，2－トリクロロエタン	mg/l		<0.006			<0.0006		0.06以下
37 1，1－ジクロロエチレン	mg/l	－	<0.02	－	－	<0.02	－	1以下
38 シス－1，2－ジクロロエチレン	mg/l	－	<0.04	－	－	<0.04	－	0.4以下
39 1，3－ジクロロプロペン	mg/l	－	<0.002	－	－	<0.002	－	0.02以下
40 チウラム	mg/l	－	<0.006	－	－	<0.006	－	0.06以下
41 シマジン	mg/l	－	<0.003	－	－	<0.003	－	0.03以下
42 チオベンカルブ	mg/l	－	<0.02	－	－	<0.02	－	0.2以下
43 ベンゼン	mg/l	－	<0.01	－	－	<0.01	－	0.1以下
44 セレン	mg/l	－	<0.01	－	－	<0.01	－	0.1以下
45 1，4－ジオキサン	mg/l	－	<0.05	－	－	<0.05	－	0.5以下
46 ダイオキシン類	pg-TEQ/l	－	－	－	0.000067	－	－	10以下[※2]

備考 1.表中の"<"は"未満"を表す

2.排出基準値：「廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）別表第1による。
ただし、※1の付された基準値は、地元協定値、※2の付された基準値は、「ダイオキシン類対策特別措置法施工規則」別表第3による。

3.排出基準又は検定値における「検出されないこと」とは、当該試験方法の定量下限値を下回ることをいう。

【10】 環境活動への取組の評価、 今後の取組内容

環境活動計画内容					結果と考察	今後の対応
(1)	二酸化炭素排出量の抑制	①	電気使用量の削減	◆ 始業前や時間外勤務時の部分点灯、昼休み中の消灯 ◆ 会議室、倉庫の必要に応じた点灯 ◆ パソコン、コピー機等の省エネモード設定及び退庁時の主電源OFF ◆ 冷暖房温度設定(冷房:28℃、暖房:20℃) ◆ 省電力器具への交換(LED電灯への置換え) ◆ 計画的な処理機械の運転を実施する ◆ 電力デマンド監視システムによる監視をする	期間目標(2020年度比-6%)に対し22.1%削減となり、おおむね目標を達成した。 事務所及び工場棟、テント倉庫においてLED電灯を導入したり、照明器具を間引いたりした効果があったと考える。	引き続き、LED電灯の導入を推進すると共に、電力デマンド監視システムの活用により節電に一層配慮していく。
		②	ガソリン使用量の削減	◆ 急発進、急加速、不要なアイドリングを控え、経済速度で走行する ◆ 不要な荷物を積載して走行しない ◆ 既存設備(IT)を活用する事で電子媒体でのやり取りを増やし車両運転の節減をする ◆ 計画的な処理機械の運転をする	期間目標(2020年度比-6%)に対し、ガソリンは5.7%の増加となったが、軽油は18.4%の削減となり目標を達成した。ガソリンにおいては、構成市町等への事務連絡増による車両使用の増加と考えらる。軽油においては、重機の稼働時間を最小限に抑えるよう努めた。	引き続き、エコドライブを励行すると共に、効率のよい車の運用をしていく。また、処分場の重機においても、引き続き効率のよい運用をしていく。
		③	軽油使用量の削減	◆ 計画的な廃棄物の処理及び運搬をする		
(2)	廃棄物の減量化・リサイクル推進	①	一般廃棄物の削減	◆ 廃棄物の分別のルールを守る ◆ 職場内でお弁当などの食べ残しを捨てない ◆ 詰め替えできる文房具を積極的に取り入れる	期間目標(2020年度比-6%)に対し、リサイクル(古紙)41.9%の削減となり目標を達成した。 さらに、職員の職場でのゴミの削減(ごみの持ち帰り)により、全体的に廃棄物の発生抑制に努める必要がある。	引き続き、廃棄物の削減を推進していく。
(3)	上水道使用量の抑制	①	上水道使用量の削減	◆ 手洗い等は水を流したままにしないで、節水に努める ◆ 漏水チェックのため量水器の確認を定期的に行う ◆ 手洗所、台所等には節水を促す表示をする	期間目標(2020年度比-6%)に対し、51.3%の削減となり目標を達成した。	引き続き、節水を推進していく。
(4)	化学物質の適正管理			◆ 各施設での化学物質使用量を把握し記録する ◆ 化学物質について、その種類、使用量、保管量、使用方法、使用場所、保管場所等を経時的に把握し、記録・管理する ◆ 化学物質の安全性に関する情報伝達のためのMSDS(化学物質安全性データーシート)により管理する	毎月の化学物質使用量を把握し記録する共に、保管量についても適正に管理した。	継続実施
(5)	グリーン購入の推進			◆ 事務用品等は対象製品を必要に応じて購入する ◆ リサイクル製品や再利用可能な製品を購入する	事務用品等は対象製品を購入するようにした。また、リサイクル製品や再利用可能な製品を優先的に購入した。	関係者にも本組合で定めた省エネ、省資源、廃棄物の減量など、環境への配慮を要請した。
(6)	政策・施策・事業における環境への取組に関する項目	①	自らの環境負荷を低減させるための取組	◆ 一般廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の適正処理を行う ◆ 一般廃棄物の資源化率を向上(資源化率の向上と残渣の削減)させる ◆ 資源ごみが確実にリサイクルされるよう確認する(委託業者等に対して) ◆ 施設整備の折には環境に配慮した設計施行を行う ◆ 省エネ設備等の導入に努める ◆ メタン発生防止のため、生ごみ等の分別・リサイクルや適正な焼却処分を行うことにより、有機物の埋立処分を抑制 ◆ 排水等の測定・監視や排水処理設備の点検を定期的に行い、適正に管理する	一般廃棄物最終処分場(一宮)の埋立期間が最長令和8年12月までとなったが、引き続き埋立ごみ削減に努める必要がある。	継続実施
		②	地域への働きかけにより地域の環境に関する目標・指標への到達を目指す取組	◆ 住民、事業者に対して適正なごみの排出・処理を啓発する ・ 使い捨てライターは完全にガスを抜く ・ プラスチック製容器包装(マークのあるもの)やペットボトル、びん等の資源ごみの持ち込みは出来ない ・ プラスチック製品、革製品、ゴム製品を自己搬入する場合は、お住まいのクリーンセンター(焼却場)へ搬入する。 ・ 自動車・オートバイの部品の持ち込みは、原則出来ない ・ 家電リサイクル法の対象品目であるテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機の持ち込みは出来ない ・ 6Rを実行して循環型社会を目指そう ・ 耐久性に優れた製品を購入して使い続ける ・ アップサイクル商品を使ってみよう ・ 生ゴミ処理は工夫をして、生ごみを減らしましょう ・ 不用になった本は、リサイクルしよう ◆ ごみ減量・リサイクルに関する環境学習・環境教育の充実を図る	—	継続実施
(7)	受託した廃棄物の処分における環境配慮に関する項目	①	廃棄物の処理等における環境配慮	◆ 受託した廃棄物の計測管理、搬入管理を行う ◆ 廃棄物の処理量のデータを公表する ◆ 事業場周辺の環境モニタリング等の結果を公表している ◆ 事業場周辺の環境モニタリング等の環境監視・環境計測を行っている	—	継続実施
(8)	社会貢献活動の推進	①	関係者への要請	◆ 関係者にも本組合で定める上記活動計画に沿い、省エネ、省資源、廃棄物の減量など、環境への配慮を要請する	関係者にも本組合で定めた省エネ、省資源、廃棄物の減量など、環境への配慮を要請した。	継続実施
		②	環境美化活動	◆ 職員及び作業員による施設内及び周辺地域の環境美化に努める	作業員による周辺地域の草刈を実施した。	継続実施
		③	施設見学	◆ 子供達を含む地域住民に施設を開放し、施設の見学を図ることにより、廃棄物の減量化などの環境教育を推進する	圏域内の小学校・自治会・民間の研修センターなどによる施設見学を実施した。	継続実施
(9)	その他			◆ 年度当初に1年の目標を皆に周知させる	—	継続実施

【11】 環境関連法規等の遵守状況及び違反、 訴訟等の有無

令和7年4月～令和8年3月の環境への取組として報告のあった事項は以下のとおりです。なお、取組期間における法令違反や事故、異常事態の発生や関係機関からの指摘事項なども報告されていません。また、外部からの訴訟も受けていません。

（１）環境関連法規等一覧表（※本組合組織に関係する主要な環境関連法等は次のとおり である。）

遵守評価確認日：令和8年5月29日
遵守者：大石　智彦

適応法	規制または取組内容	関係部署	遵守評価	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	施設に持ち込まれる一般廃棄物の適正処理(分別)	粗大 処分場	○	分別 リサイクル
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	処分場へ搬入される残渣等の適正処理	処分場	○	搬入物に 異常無し
水質汚濁防止法	水処理施設からの排水	粗大 処分場	○	放流水分析調査 異常無し
循環型社会形成推進基本法	リサイクル法の遵守	粗大 処分場	○	問題無し
家電リサイクル法	施設内から廃棄される 特定家電の適正処理	粗大 処分場	○	廃棄無し
容器包装リサイクル法	廃棄物関連施策の実施 容器包装廃棄物の適 正処理	粗大 処分場	○	令和7年5月14日 ﾍﾞｰﾙ検査済
騒音規制法	特定施設の稼動、規制基準の遵守	粗大	○	周辺環境調査 （騒音）
振動規制法	特定施設の稼動、規制基準の遵守	粗大	○	周辺環境調査 （振動）
悪臭防止法	規制基準の遵守	粗大	○	周辺環境調査 （悪臭）
浄化槽法	定期点検、清掃及び水質検査の実施	粗大 処分場	○	実施 問題無し
大気汚染防止法	建物の解体・改造・補修工事の際に石綿の使用状況を確認	粗大 処分場	○	問題無し
フロン排出抑制法	定期点検・簡易点検の実施、機器廃棄後3年間の関係書類の保存	粗大 処分場	○	実施 問題無し

（2）環境に関する苦情等の受付状況

令和7年度において、直接、当組合事業における環境に関する苦情の受付はありませんでした。

【12】代表者による全体評価と見直しの結果

中遠広域事務組合は、磐田市、袋井市、森町によって構成されており、平成23年にエコアクション21の認証を取得しました。

組合として、粗大ごみ処理施設をはじめ、最終処分場を所有していますが、それらに搬入される家庭からの一般廃棄物は、その時の景気や災害などに左右されることがあり、搬入量に対し安定してごみ処理を行うことは難しい面があります。

そのような状況において、全員が省エネや環境保全の意識を持って取り組んだ結果、今年度は、二酸化炭素排出量について、令和2年度(2020年度)比6%減の期間目標に対して40.7%削減し、目標を達成できました。

また、一般廃棄物排出量については、可燃ごみが、令和2年度(2020年度)比6%減の期間目標に対して、80.2%の削減となり、目標を達成できました。また、リサイクル(古紙)が、令和2年度(2020年度)比6%減の期間目標に対して、41.9%の削減となり目標を達成できました。

総排水量については、令和2年度(2020年度)比6%減の期間目標に対して、51.3%の削減となり、目標を達成できました。

ガソリンについては、令和2年度(2020年度)比6%減の期間目標に対して、5.7%の増加となり目標を達成できませんでした。要因は、構成市町等への事務連絡増による車両使用の増加と考えられます。

現在の取組体制・環境経営方針・環境経営目標・環境経営計画が、現状に合っているかを評価、見直していく。

社会貢献活動としては、委託会社による周辺の草刈等を実施しました。また、施設見学について小学生や地区の自治会や民間の研修センターの方々にも訪れていただき、住民の皆さんが集積所に出したごみの処理・リサイクルの方法について学んでいただきました。

今後においても、効率的で適正な廃棄物の処理処分を心掛けると共に、環境学習の機会を提供することにより、正しいごみの排出方法をご理解していただくことに努めてまいります。また、エコアクション21への取り組みについて、組合の意義を再確認し、引き続き情報を発信しながら地域全体で二酸化炭素排出量の削減ができるように努めてまいります。

令和8年5月29日

中遠広域事務組合管理者
磐田市長　　草地　博昭